

# 仕 様 書

## 1. 委託事業名

奈良市里親支援事業委託

## 2. 業務の目的

児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、児童が家庭と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、奈良市において里親委託を推進するため、里親の普及啓発・里親登録者数の増加、質の高い里親養育体制を確立し、もって児童の福祉の増進を目的とする。

## 3. 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日

## 4. 業務内容

### (1) 里親制度等普及促進・リクルート事業

奈良市における里親登録数の増加のため、アからキの事業を行う。なお、事業実施にあたっては、①広く里親制度を周知し興味関心をもってもらうこと、②里親が身近にいる地域・機関に対してアプローチし里親への理解・興味関心を促進すること、③既に里親に興味を持っている人に対してアプローチし里親登録につなげることの3つの目的に沿ってそれぞれ行うこととする。

ア 里親啓発・リクルートにかかる年間計画の策定。

イ 里親啓発活動の実施（広報物や啓発物の作成・配布を含む）。

ウ 奈良市民を対象とした里親制度にかかるシンポジウム等の啓発イベントを年に1回以上実施する。

エ 里親制度説明会を2カ月に1回以上、奈良市内において実施する。説明会の実施にあたっては、その目的に応じて効果的な会場を設定することとし、団体等に出向くなど、創意工夫すること。

オ 里親、里親家庭、里親経験者等と交流するイベント等を年に2回以上実施する。

カ 里親を希望する者に対して、相談援助活動を行う。

キ その他里親制度普及促進・リクルートに必要な業務。

## (2) 里親研修・トレーニング事業

奈良市内の里親希望者、里親登録者に対し以下のアからエの研修を行う。

アからウについては、平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「養育里親研修制度の運営について」、平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「専門里親研修制度の運営について」、平成 29 年 3 月 31 日雇児発第 0331 第 37 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「養子縁組里親研修制度の運営について」に基づき実施するが、対象者や地域特性をふまえ、内容や実施方法等を工夫すること。

研修について効果測定ができるよう、受講終了後に受講者からアンケートをとることを原則とする。

### ア 養育里親研修

基礎・登録前研修は年 4 回以上、更新研修は年 2 回以上、原則奈良市内で開催する。  
施設実習についても、施設とのコーディネート等を行う。

### イ 専門里親研修

施設実習について、施設とのコーディネート等を行う。

### ウ 養子縁組里親研修

基礎・登録前研修は年 4 回以上、更新研修は年 2 回以上、原則奈良市内で開催する。  
施設実習についても、施設とのコーディネート等を行う。  
養育里親研修と一体開催可能とする。

### エ 未委託里親等に対するトレーニング事業

養育能力の向上及び社会的養育の理解を深めることを目的とし、希望する未委託里親を対象に年 1 回以上、希望する里親（未委託里親含む）対象に年 1 回以上開催する。内容については、里親同士の交流を含める等、効果的な方法を工夫すること。

## (3) 里親訪問等支援事業

以下アからエの方法により里親からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の支援を行う。

### ア 委託里親への支援

奈良市が子どもを委託した里親を対象とする。  
委託里親宅を訪問する。

（年 6 回程度の訪問を目安とし、訪問回数は発注者と協議の上決定する。）

委託里親について、レスパイトケアを調整する。

委託解除後についても、必要な支援を行う。

### イ 里親による相互交流

里親の相互交流できる集いを月 1 回以上、原則奈良市内で開催する。

ウ 里親への相談対応

奈良市内の里親及び奈良市が子どもを委託した里親の相談に個別に対応する。

土日や夜間帯の対応、相談対応方法の工夫（電話、SNS など）など、里親の利便性や相談しやすさに配慮すること。必要に応じ、関係機関と連携し社会資源を活用し対応すること。

エ 里親への意向調査

年に1回以上、里親の現況や委託希望児童、必要な支援等について意向調査を行う。

## 5. 実施体制

(1) 本事業の対象者への支援がより効果的に行われ、様々な状況に対応し得るよう、事業の実施方法や実施場所について創意工夫すること。

(2) 受注者は、里親リクルート担当職員（里親リクルーター）及び里親トレーニング担当職員（里親トレーナー）を各1名配置し、うち1名は専従とする。職員は、担当にかかわらず、上記4業務内容(1)から(3)の業務を行うことを可能とする。

なお、里親リクルーター及び里親トレーナーの資格条件は以下の a から e のいずれかに該当する者とする。

a 社会福祉士

b 精神保健福祉士

c 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条の第3項各号のいずれかに該当する者

d 里親として、または小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

e 市長が a から d に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

## 6. 事業実施に当たっての条件

(1) 受注者は、以下のことについて、事前に発注者と協議し了解を得るものとする。

ア 普及啓発の年間計画（イベント開催、広報物や啓発物の作成及び配布計画）

イ 研修講師の選定や研修計画・内容

ウ 里親による相互交流にかかる計画

エ その他、受注者として市民に対し周知する一切の案件

(2) 受注者は、月1回以上、活動実績を書面もしくは連絡会を開催することにより、発注者に報告する。次のアからウについては、書面を提出すること。

ア 啓発活動の報告にあつては、実施内容、発注者との協議により決定した数値目標に対する実績を明記した報告書。必要に応じ、活動内容を記録した写真や印刷物等を添付すること。

- イ 研修の実施結果について。
- ウ 里親登録者の支援内容の報告について。

## 7. 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務で知りえた個人情報や、発注者の事務に関する機密事項を、第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務委託が終了した後も同様とする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たって入手した市の著作物を、発注者の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。
- (3) 特に、SNS などのオンラインツールを使用する場合は、インターネット等を介して個人情報が漏えいすることが無いよう、適切に対応すること。
- (4) 受注者は、個人情報の紛失、漏えい等が発生した際には、速やかに発注者に報告し指示を仰ぐこと。

## 8. その他

- (1) 受注者は発注者に対し、職員の名簿を業務委託後、速やかに提出すること。業務委託期間中に職員の変更があった場合には、直ちに変更名簿を提出すること。
- (2) 受注者は、発注者が受注者の配置した職員につき本業務の遂行に支障をきたすと判断した場合には、年度途中であっても変更するなど適切な措置をとるものとする。
- (3) 人件費、旅費、食費、通信費、印刷製本費、契約費用等、業務の実施のために負担する受注者の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、必要に応じて、発注者と受注者とが協議の上決定する。